

【翻訳】

章学誠校讎学論文訳注（一）
「和州志藝文書序例」（上）

文教大学目録学研究会

（向嶋成美・樋口泰裕・渡邊 大・宇賀神秀一・
王 連旺・荒川 悠・村越充朗）

本研究会は、この数年、章学誠『校讎通義』の訳注を本紀要に掲載し、前号をもって一応の完成をみた。今後、当面は『校讎通義』に関連する章学誠の論著に取り組む方針であり、そこで、今回は「和州志藝文書序例」を取りあげることとした。訳出にあたり、『文史通義校注』（葉瑛校注、中華書局、一九八五）に付録するテキストを底本とし、適宜諸本と対校した。本訳注では、全五節に分けたうちの前三節を訳出し、注釈を附した。本訳注はひとえに、向嶋成美、樋口泰裕、渡邊大、宇賀神秀一、王連旺、荒川悠、村越充朗からなる文教大学目録学研究会が開催した定例研究会において、議論、検討を進める中で得られた成果に基づく。ただ、この度、議論、検討の内容に整理を加え、訳注としてまとめるにあたり、研究会での議論の中心的役割を担った発表者である樋口が担当執筆した。

キーワード：章学誠 校讎学 和州志 校讎通義 文史通義

章学誠「和州志藝文書序例」詁注^二

第一節（原道）

【原文】

『易』曰、「上古結繩而治、後世聖人易之以書契、百官以治、万民以察。」^三夫文字之原、古人所以為治法也。三代之盛、法具於書、書守之官。天下之術業、皆出於官師之掌故、道藝於此焉齊、德行於此焉通、天下所以以同文為治。^四而『周官』六篇、皆古人所以即守官而存師法者也。不為官師職業所存、是為非法、雖孔子言礼、必訪柱下之藏是也。^四

三代而後、文字不隸於職司^五、於是官府章程、師儒習業、分而為二、以致人自為書、家自為說、蓋泛濫而出於百司掌故之外者、遂紛然矣。^六六經皆屬掌故、如『易』藏太卜、『詩』在太師之類。^七書既散在天下、無所統宗、於是著錄部次之法、出而治之、亦勢之所不容已。然自有著錄以來、學者視為紀數簿籍、求能推究同文為治、而存六典識職之遺者、惟劉向、劉歆所為『七略』、『別錄』之書而已。^七故其分別九流、論次諸子、必云出於古者某官之掌、其流而為某家之學、失而為某事之敝、

条宜究極、隱括無遺。學者苟能循流而溯源、雖曲藝小數、詖辭邪說、皆可返而通乎大道、而治其說者、亦得自辨其力之至与不至焉。^八有其守之、莫或流也、有其趨之、莫或歧也。言語文章、胥歸識職、則師法可復、而古學可興、豈不盛哉。

韓氏愈曰、「辨古書之正偽、昭昭然若黑白分。」^九孟子曰、「詖辭知其所蔽、淫辭知其所陷、邪辭知其所離、遁辭知其所窮。」^{一〇}孔子曰、「多聞、挾其善者而從之。」^{一一}夫欲辨古書正偽、以幾於知言、幾於多聞、挾善、則必深明官師之掌、而後悉流別之故、竟末流之失、是劉氏著錄、所以為學術絕統之幾也。不能究官師之掌、將無以条流別之故、而因以不知末流之失、則天下學術、無所宗師。「生心發政、作政害事」、孟子言之、斷斷如也。^{一二}然而涉獵之士、方且炫博綜之才、索隱之功、方且矜隅墟之見、以為區區著錄之文、校讎之業、可以有裨於文事、噫、其惑也。

【訓讀文】

『易』に曰わく、「上古は結繩して治め、後世の聖人は之に易うるに書契を以てし、百官以て治め、万民以

て察す」と。夫れ文字の原、古人法を治むるを為す所以なり。三代の盛、法は書に具わり、書は官に守らる。天下の術業、皆官師の掌故に出で、道藝此に於いて斉しく、德行此に於いて通ず、天下同文を以て治を為す所以なり。而して『周官』六篇、皆古人の守官に即きて師法を存する所以の者なり。官師職業の存する所為らざれば、是れ非法と為す、孔子の礼を言うと雖も、必ず柱下の藏に訪れるは是れなり。

三代より後、文字職司に隸わず、是に於いて官府の章程、師儒の習業、分かれて二と為り、以て人自ら書を為し、家自ら説を為すを致し、蓋し泛濫して百司掌故の外に出づる者、遂に紛然たり「六経皆掌故に属す、『易』は太卜に藏され、『詩』は太師に在るが如きの類なり」。書は既に散じて天下に在りて、統宗する所無く、是に於いて著録部次の法、出でて之を治むるも、亦た勢の已むを容れざる所なり。然るに著録有りて自り以来、学者視て紀数簿籍と為し、求めて能く同文為治を推究し、而も六典識職の遺を存する者は、惟だ劉向、劉歆の為す所の『七略』、『別録』の書なるのみ。故に其の九流を分別し、諸子を論次するに、必ず古は某官の掌に出

で、其の流れて某家の学と為り、失して某事の蔽を為すと云い、条宣して究極し、隠括して遺す無し。学者は苟に能く流れに循いて源に溯り、曲藝小数、諛辞邪説と雖も、皆返りて大道に通ず可く、其の説を治むる者も、亦た以て自ら其の力の至ると至らざるとを辨らかにするを得。其の之を守る有れば、或いは流るる莫く、其の之に趨く有れば、或いは歧るる莫きなり。言語文章、胥識みな職に帰れば、則ち師法復す可く、而して古学興る可し、豈に盛んならざらんや。

韓氏愈曰わく、「古書の正偽を辨らかにすること、昭昭然として黑白の分かるるが若し」と。孟子曰わく、「諛辞は其の蔽るる所を知り、淫辞は其の陷いる所を知り、邪辞は其の離るる所を知り、遁辞は其の窮まる所を知る」と。孔子曰わく、「多く聞き、其の善き者を択びて之に従う」と。夫れ古書の正偽を辨らかにして、以て知言に幾く、多聞択善に幾からんと欲すれば、則ち必ず官師の掌に深明にして、而る後に流別の故を悉くし、末流の失に竟る、是れ劉氏の著録の、學術絶続の幾と為る所以なり。官師の掌を究むる能わざれば、將に以て流別の故を条する無く、因りて以て末流の失

を知らざらんとす、則ち天下の學術、宗師する所無し。「心に生じ政に発し、政を作して事を害す」、孟子之を言いて、断断如たるなり。然而るに涉獵の士、方且に博綜の才を炫かし、索隱の功、方且に隅墟の見を矜り、以て著録の文に区区たれば、校讎の業、以て文事に裨有る可けんや、噫、其れ惑えるなり。

【現代語訳】

『易』に、「上古の頃は結繩によって世の中を治めていたが、後世の聖人がそれを改めて文字を用いることとし、そうして役人たちは世を治め、人々も明らかに「なった」と言う。いったい文字の起源は、古人が治法をなすためのものであった。夏、殷、周の三代の盛んであった頃、法は書物に具わり、書物は官職に保守されていた。天下の學術は、すべて種々の官職における伝統的職掌から出て、道と事が一致し、徳行が通じ合っていたのは、天下は同じ文字によって治まるものだからである。『周礼』六篇は、いずれも古人が保守すべき官に即して師法を伝えるためのものである。官師の職務によって伝えられるものでなければ、法に外

れるものと見なされたのであり、孔子ですらも礼について語るには、必ず柱下史であつた老子の管理する蔵書室を訪問したというのはそのことを示している。

三代より後、文字は官掌から離れ、官府が伝える法律・制度と、教師の習い授ける学問との二つに分かれ、個人が自ら書物を著し、家毎に自らの学説を主張するようになり、百官の職掌の外にあふれ出たものは、ついに乱れてしまったのであろう。「六経はいずれも伝統的な職掌に属するものであつた、『易』は太卜に管理され、『詩』は太師のもとにあつたようなものである」。書物が世の中に散らばつてしまひ、総べおさめるものがなくなつてしまつたと、目録分類の法が起こり、それらをまとめようとしたことは、また趨勢において止めようのないことであつた。しかしながら、目録が編纂されるようになって以来、学者たちは目録を書物の部数、篇数を記録し帳簿を作成するだけのものとみなすなかで、積極的に同文為治を推究しつつ、六典における務めるべき官職の名残りを保存していたのは、わずかに劉向と劉歆が著した『七略』、『別録』という書物だけであつた。そこで二劉は、九流に分別して、諸子を論じ整理するには、古

い時代は某官職の職掌から出て、それが流れて某家の学術となり、元の意義が失われて何事かの弊害があると必ず指摘し、並べ述べて追求し、余すところなく誤りを正したのであった。そうして、学ぶ者たちはまことに流れに従い源に遡ることができ、医卜数術、妄言邪説であつても、皆立ち戻つて大道に通じることができ、また、そうした学説を治める者も、それによつて自身の力の至るところと至らぬところを審らかにすることができたのである。官職が学問を保守すれば、流れてしまうことはないし、方向性があれば、分かれてしまうこともない。言語文章が、皆職能が果たされている状態へと回帰すれば、かつての師法が復活することになり、そして古学が興ることになれば、まったく盛んなことではないか。

韓愈は、「古書の正偽を明らかにする、はつきりと黒と白とが分別されるように」と述べた。また、孟子は、「偏った言葉からは敵われているところがわかり、でたらめな言葉からはその陥つてるところがわかり、邪な言葉からはその外れたところがわかり、言い逃れの言葉からは行き詰まったところがわかる」と述べた。

そして、孔子は、「たくさん聞いて、良いものを選んでそれに従う」と述べた。いったい古書の正偽を分別して、それによつて知言に近づき、多聞択善に近づこうとするならば、必ずや官職の守り伝えた伝統に深く明らかでなければならず、そうして後に流別のわけを知悉し、末流の欠点にまで理解及ぼせるのであり、それゆえに劉氏の目録が、学術の流伝における断続を理解するための機微となるのである。官師の職掌を究めることができなければ、流別のわけを並べあげることができず、それによつて末流の欠点を理解できず、天下の学術は、尊び手本とするものがなくなつてしまう。「心に生まれ政に表れ、政を行ひ弊害が起こる」という孟子の発言は断固たるものである。それなのに、収集家のような徒は、広く搜集する才能ばかりを發揮し、隠れた意味を追求する功績も、狭くて偏った見解を誇っているようなもので、そうして目録書に拘泥しては、校讎の事業が、どうして文事に裨益をもたらすことなどできようか、ああ、惑えることである。

【訳注】

【一】『和州志』は、乾隆三十八(一七七三)年、章学誠が直隸和州知州劉長城に招聘され着手した。翌年四十二篇が成書し、更に『和州文徵』八巻を編纂し、安徽学政の秦潮に上書したところ、意見が折り合わず、結局刊刻は頓挫した。その後、自ら整理して二十篇とし、『志隅』と名付けた。本序例は、『志隅』中の「藝文書」全六節のうちの前五節にあたる。『志隅』(嘉業堂本『章学誠遺書』)中では、第一節末に「右原道」、第二節末に「右明時」、第三節末に「右復古」、第四節末に「右家法」、第五節末に「右例志」とあるが、大梁本『文史通義』に「和州志藝文書序例」一篇として収録された際には省かれている。なお、もとの『志隅』では第六節が、「輯略」として続き、実際に章学誠が立てた分類に基づいて図書を著録しつつ、それぞれの分類に対する認識が述べられている。本訳注では、上記の分類にしたがって第五節までを「和州藝文書序例」として訳注を進めることとし、また各節にもとの『志隅』に記されている標題を参考として示した。『志隅』自序には、「乾隆三十九年季夏之月」と紀年されており、それに従えば、『校讎通義』が成書する乾隆四十四年の五年前に整理され

たことになる。内容も『校讎通義』と重なるところが多く、王重民氏は、『校讎通義』原道篇、宗劉篇、互著篇、別裁篇の四篇の初稿と見なしている。

【二】繫辞伝下。この一節は『校讎通義』原道篇の冒頭にも引かれている。

【三】官師は、一般には百官、またその長。ただし、治教合一を説く章学誠の文脈では、「官(役人)」は「師(教師)」でもあり、両者は不可分の関係にあった。掌故は、しきたり、故実、職掌。また、それを掌る官職。「即器而明道」(答客問上)の立場から、章学誠はしばしば掌故の重要性を説いている。

「道藝について、『文史通義』原道上に「天地生人、斯有道具、而未形也、三人居室、而道形矣、猶未著也。人有什伍、而至百千、一室所不能容、部别班分而道著矣。」とあるように、章学誠における「道」は治道であったが、道そのものは不可知であり、認識できるのは「道の故(あと)」(同上)に過ぎず、「即器而明道」(答客問上)というように、道は器たる諸制度を通して明らかになるとされていた。原文の「道藝於此焉勢齊」とは、先王の政典として、官師合一の理想状況を現出した(遺制である)六藝は当時道を

過不足なく体现していたことをいうものであろう。

同文為治は、『礼記』中庸篇にもとづき、同じ文字によって政治が行われること。世の中が正しく統一されている状態を指す。章学誠の常套句であり、たとえば、『文史通義』詩教中に、「古未嘗有著述之事也、官師守其典章、史臣録其職載。文字之道、百官以之治、而万民以之察、而其用已備矣。是故聖王書同文以平天下、未有不用之於政教典章、而以文字為一人之著述者也。」とあり、また、『校讎通義』原道篇にも、「官守学業皆出於一、而天下以同文為治、故私門無著述文字。私門無著述文字、則官守之分職、即群書之部次、不復別有著録之法也。」とみえる。

〔四〕周官六篇は、『周礼』の天官、地官、春官、夏官、秋官、冬官の六篇のこと。周の六卿、即ち太宰、大司徒、大宗伯、大司馬、大司寇に対応している。六卿にはまたそれぞれ六十の官職が属するので、周官三百六十などと呼ばれる。書教上に「周官」三百六十、具天下之纖析矣、然法具於官、而官守其書。」とある。また、『校讎通義』原道篇一之云、「後世文字、必溯源於六藝。六藝非孔氏之書、乃『周官』之旧典也。『易』掌太卜、『書』藏外史、『礼』在宗伯、『楽』隸司楽、『詩』領於太師、『春秋』存乎国史。」『周礼』は、

六芸略礼類に「周官經六篇」として著録され、班固注に「王莽時劉歆置博士。」とある。

師法は、教師の伝授する学術。柱下は、藏書室。『史記』老子伝に「老子者、楚苦県厲郷曲仁里人也、姓李氏、名耳、字聃、周守藏室之史也。」と見え、司馬貞索隠に「按、藏室史、周藏書室之史也。又張蒼伝『老子為柱下史』、蓋即藏室之柱下、因以為官名」と言う。また、孔子が老子に面会したという伝承は、『史記』老子伝などに言える。

〔五〕「三代」について、章学誠は三代以前と、その後を学問、学術の転換期と見なしている。『文史通義』経解上に「三代之衰、治教既分。」史釈に「学者崇奉六經、以謂聖人立言以垂教、不知三代盛時、各守專官之掌故、而非聖人有意作為文章也。」また、「以吏為師、三代之旧法也。秦人之悖於古者、禁『詩』、『書』而僅以法律為師耳。三代盛時、天下之学、無不以吏為師。『周官』三百六十、天人之学備矣。其守官拳職、而不墜天工者、皆天下之師資也。東周以還、君師政教不合於一、於是人之学術、不尺出於官司之典守。秦人以吏為師、始復古制。而人乃狃於所習、転以秦人為非耳。秦之悖於古者多矣、猶有合於古者、以吏為師也。」などと述べる。

〔六〕三代以前まで合一であった「官師」の分裂を述べる。

『文史通義』原学下にも「諸子百家之患、起於思而不学、世儒之患、起於学而不思、蓋官師分而学不同於古人也。」と述べる。原注の太卜と太師について、『周礼』春官大卜に「大卜……掌三易之灋。一曰巫比、二曰巫参、三曰巫环、四曰巫目、五曰巫比、六曰巫参、七曰巫环、八曰巫目、九曰巫比、十曰巫参、十一曰巫环、十二曰巫目。」また春官大師に「大師……教六詩。曰风、曰賦、曰比、曰興、曰雅、曰頌。」と見える。

〔七〕六典は、周代における治国のための六種の国法。『周礼』天官大宰に「大宰之職、掌建邦之六典、以佐王治邦国」とある。識職は、それぞれの分別をわきまえて職能を果たしていること。「為畢秋帆制府撰常德府志序」に「凡此区分類別、所以辨明識職、歸於体要。」と述べ、また、『校讎通義』補校漢藝文志にも「天文則宣夜・周髀・渾天諸家、下逮安天之論、談天之說、或正或奇、条而列之、辨明識職、所謂道也。」と述べる。

〔八〕『漢書』叙伝下に「劉向司籍、九流以別。」とあり、顔師古は応劭注を引いて「儒、道、陰、陽、法、名、墨、縱横、雜、農、凡九家。」と言う。曲藝は、医卜などの様々な技術技能。『礼記』文王世子に「曲藝皆誓之。」とあり、孔穎達の疏に「曲藝謂小小技術、若医卜之属也。」と言う。

少数は、術数。『漢書』藝文志に陰陽家を述べて「及拘者為之、則牽於禁忌、泥於小数、舍人事而任鬼神。」と言う。諛辭は、妄言。『孟子』公孫丑上に「何謂知言。曰、諛辭知其所蔽、淫辭知其所陷、邪辭知其所離、遁辭知其所窮。生於其心、害於其政、發於其政、害於其事、聖人復起、必從吾言矣。」と見える。

〔九〕『答李翊書』に「学之二十餘年矣。始者、非三代兩漢之書不敢觀、非聖人之志不敢存。処若忘、行若遺、儼乎其若思、茫乎其若迷。當其取於心而注於手也、惟陳言之務去、夏夏乎其難哉。其觀於人、不知其非笑之爲非笑也。如是者、亦有年、猶不改。然後識古書之正偽、与雖正而不至焉者、昭昭然白黑分矣、而務去之、乃徐有得也。」と見える。

〔一〇〕『孟子』公孫丑上。注九を参照。

〔一一〕『論語』述而篇

〔一二〕『孟子』公孫丑上。注九を参照。

第二節(明時)

【原文】

六典亡而為『七略』、是官失其守也。『七略』亡而為四部、是師失其伝也。周官之籍富矣、保章天文、職方

地理、虞衡理物、巫祝交神、各守成書以布治法、即各精其業以伝學術、不特師氏、保氏所謂六藝『詩』、『書』之文也。^{〔二〕}「司空」篇亡、劉歆取「考工記」補之。^{〔三〕}非補之也、考工當為司空官屬^{〔四〕}、其所謂「記」、即冬官之典籍、猶『儀禮』十七篇、為春官之典籍、『司馬法』百五十篇、為夏官之典籍、皆幸而獲伝後世者也。^{〔五〕}當日典籍具存、而三百六十之篇、即以官秩為之部次、文章安得散也。

衰周而後、官制不行、而書籍散亡、千百之中、存十矣。就十一之僅存、而欲復三百六十之部次、非鑿則漏、勢有難行、故不得已而裁為『七略』爾。其云蓋出古者某官之掌。蓋之為言、猶疑辭也。欲人深思、而曠然自得於官師掌故之原也。故曰六典亡而為『七略』、官失其守也。雖然、官師失業、処士著書、雖曰法無統紀、要其本旨、皆欲推其所學、可以見於當世施行。其文雖連綴、而指趨可約也、其說雖譎詭、而駁雜不出也。^{〔五〕}故老莊、申韓、名墨、縱橫、漢初諸儒猶有治其業者、是師伝未失之明驗也。師伝未亡、則文字必有所本。凡有所本、無不出於古人官守、劉氏所以易於条其別也。

魏晉之間、專門之學漸亡、文章之士、以著作為榮華、

詩賦、章表、銘箴、頌誄、因事結構、命意各殊、其旨非儒非墨、其言時離時合、衰而次之、謂之文集。流別之不可分者一也。^{〔六〕}文章無本、斯求助於詞采、纂組經伝、摘抉子史、譬醫師之聚毒、以待応時取給、選青妃紫、不主一家、謂之類書。流別之不可分者二也。^{〔七〕}

學術既無專門、斯讀書不能精一、刪略諸家、取便省覽。其始不過備一時之捷給、未嘗有意留青、繼乃積漸相沿、後學伝為津逮、分之則其本書具在、合之則非一家之言、紛然雜出、謂之書鈔。流別之不可分者三也。^{〔八〕}會心不足、求之文貌、指摘句調工拙、品節宮商抑揚、俗師小儒、奉為模楷、裁節經伝、摘比詞章、一例丹鉛、謂之評選。流別之不可分者四也。^{〔九〕}

凡此四者、並由師法不立、學無專門、末俗支離、不知古人大体、下流所趨、實繁且熾、其書既不能悉付丙丁、惟有強編甲乙。而欲執『七略』之旧法、部末世之文章、比於柄鑿方圓、豈能有合。故曰『七略』流而為四部、是師失其伝也。若謂史籍浩繁、『春秋』附庸、蔚成大國『七略』以太史公列春秋家、至二十一史、不得不別立史部、名墨寥落、小宗支別、再世失伝〔名家者流、墨家者流、寥寥數家者、後代不復有其書矣〕、以謂『七略』之勢、

不得不變而為四部、是又淺之乎論著錄之道者矣。二〇

【訓読文】

六典亡びて『七略』を為すは、是れ官の其の守を失
えばなり。『七略』亡びて四部を為すは、是れ師の其
の伝を失えばなり。周官の籍富み、保章の天文、職方
の地理、虞衡の物を理め、巫祝の神に交わり、各、成
書を守りて以て治法を布き、即ち各、其の業に精たり
て以て學術を伝う、特だ師氏、保氏の所謂六芸『詩』、
『書』の文のみにあらざるなり。「司空」篇亡び、劉歆
「考工記」を取りて之を補う。之を補うに非ざるなり、
考工は当に司空の官属為るべし、其の謂う所の「記」
は、即ち冬官の典籍なり、猶お『儀礼』十七篇は、春
官の典籍為り、『司馬法』百五十篇は、夏官の典籍為
るがごとく、皆幸いにして後世に伝うるを獲る者なり。
当日の典籍具さに存し、而して三百六十の篇は、即ち
官秩を以て之が為に部次すれば、文章安んぞ散ずるを
得んや。

衰周より後、官制行われず、而して書籍散亡し、千
百の中、十一を存す。十一の僅かに存するに就きて、

三百六十の部次を復せんと欲すれば、鑿つに非ざれば
則ち漏れ、勢として行い難き有り、故に已むを得ずし
て裁ちて『七略』を為すのみ。其の「蓋し古は某官の
掌に出づ」と云う。蓋の言為るや、猶疑の辞なり。人
をして深く思い、而して曠然として自ら官師掌故の原
を得さしめんと欲するなり。故に曰わく、六典亡びて
『七略』を為すは、官其の守を失えばなり、と。然り
と雖も、官師業を失いて、処士書を著せば、法に統紀
無しと曰うと雖も、其の本旨を要め、皆其の学ぶ所を
推さんと欲し、以て当世の施行に見る可し。其の文連
綴すと雖も、指趨約す可きなり、其の説論詭と雖も、
而るに駁雑出でざるなり。故に老莊、申韓、名墨、縱
横、漢初諸儒に猶お其の業を治むる者有り、是れ師伝
の未だ之を失わざるの明驗なり。師伝未だ亡ばざれば、
則ち文字必ず本づく所有り。凡て本づく所有れば、古
人の官守に出でざる無く、劉氏其の別を条するに易き
所以なり。

魏晋の間、専門の学漸く亡び、文章の士、著作を以
て榮華と為し、詩賦、章表、銘箴、頌誄、事に因りて
結構し、意に命じて各、殊なり、其の旨儒に非ず墨に

も非ず、其の言時に離れ時に合し、衷めて之を次し、之を文集と謂う。流別の分かつ可からざる者の一なり。文章に本無く、斯れ求めて詞采を助け、経伝を纂組し、子史を摘抉し、譬えば医師の毒を聚めて、以て待ちて時に応じて取給するがごとく、青を選びて紫を妃し、一家に主たらず、之を類書と謂う。流別の分かつ可からざる者の二なり。學術に既に専門無ければ、斯ち書を読みて一に精たる能わず、諸家を刪略し、便を省覽に取る。其の始めは一時の捷給を備うるに過ぎず、未だ嘗て意の青に留むる有らざるも、継ぎて乃ち積みて漸く相沿い、後学伝えて津逮と為し、之を分かつては則ち其の本書具さに在り、之を合せば則ち一家の言に非ず、紛然として雑出す、之を書鈔と謂う。流別の分かつ可からざる者の三なり。心に会うこと足らず、之を文貌に求め、句調の工拙を指摘し、宮商の抑揚を品節し、俗師小儒、奉りて模楷と為し、経伝を裁節し、摘りて詞章を比し、一に丹鉛を例とし、之を評選と謂う。流別の分かつ可からざる者の四なり。

凡て此の四は、並びに師法に由りて立たず、学に専門無く、末俗支離、古人の大体を知らず、下流の趨る

所、実に繁にして且つ熾なり、其の書既に悉く丙丁に付する能わず、惟だ強いて甲乙を編む有るのみ。而るに『七略』の旧法を執りて、末世の文章を部せんと欲するは、柄鑿方円に比せられ、豈に能く合する有らんや。故に曰わく、『七略』流れて四部と為るは、是れ師の其の伝を失えばなり、と。若し史籍浩繁、『春秋』の附庸、蔚として大国と成る『七略』太史公を以て春秋家に列し、二十一史に至りて、別に史部を立てざるを得ず、名墨寥落して、小宗支別、再世伝を失うと謂い「名家者流、墨家者流は、寥寥として数家あるのみ、後代復た其の書有らざるなり」、以て『七略』の勢、変ぜざるを得ずして四部と為ると謂うは、是れ又た之を著録の道を論ずるに淺き者なり。

【現代語訳】

周の六典が行われなくなり『七略』が作られたのは、百官がその保守すべき職能を失ったためである。『七略』の六部分類が行われなくなり四部分類が形成されたのは、教師による伝承が失われたためである。周官において保守されていた書籍は豊富であり、保章氏は

天文を掌り、職方氏は地理を掌り、虞衡は山沢の産物を治め、巫祝は神靈との交感を掌るなど、それぞれが一部の書物を守って民を治める法を行き渡らせ、つまりはそれぞれがその職業を審らかにすることで学術を傳承していたのであり、それは、ただ師氏や保氏の所謂六藝『詩』、『書』の文に限ったことではなかった。また、『周礼』にもともとあった「司空」篇が散逸し、劉歆は「考工記」を取りあげてその闕を補ったと言われるが、補ったのではなく、考工は司空の属官であり、「考工記」の言う「記」とは、冬官の保守する典籍なのであり、それは『儀礼』十七篇が春官の典籍であり、『司馬法』百五十篇が夏官の典籍であるようなもので、いずれも幸いに後世に傳承されたものなのである。当時典籍は欠けることなく存しており、『周礼』に記される三百六十官が保守した三百六十篇は、そのまま官職に従って分類されており、文章は散逸しようがなかった。しかし、周が衰亡して後、官制が行われず、書籍も散逸し、千百の中、十一を残す程度になってしまった。わずかに残った十や一に基づいて、三百六十の分類を復元しようにも、憶測をたくましくしないと

遺漏がでてしまい、いきおい行い難く、そこでやむを得ず『七略』が編纂されたのであった。『七略』では「蓋し古は某官の職掌から出ている」と述べているが、「蓋」の語は、推測の辞である。読む人によく考えさせ、広く官師掌故の源を理解させようとしているのである。だから、「六典がなくなり『七略』が作られたのは、百官がその保守すべき職能を失ったためである」、と言うのである。とはいえ、官師が職掌を失なって、処士として書物を著すようになったのであり、法において綱紀がなくなったものの、その本旨を要するに、いずれも学んだところを推しすすめようとしており、そのことは当時行われていたことに見出すことができる。彼らの文章は自ら著したものであったが、主旨はもとの学術を承けてまとめることができ、また彼らの説にはあやしいところがあつたけれども、入り混じり純粹さを欠いたものが現れているわけではない。だから、老子や莊子の道家、申不害や韓非の法家、名家や墨家、縦横家、そして漢初の諸々の学者など、まだその学業を治める者たちがいたのは、(官府から分離した)教師の傳承がなお失われていなかったことを

示す明らかな証拠である。そうした教師の伝承がなお失われていなければ、文章には必ずや基づくところがあるもので、おしなべて基づくことがあれば、古人が保守していた官職から出ていないものはなく、そうであるから劉氏はそれらの流別を容易に並べあげることができたのである。

しかし、魏晋の間になると、専門の学問が次第に失われ、文章家たちが、著作を榮譽あるものとみなすようになり、詩賦、章表、銘箴、頌誄など様々なジャンルの文章が、事に応じて書かれ、意図もそれぞれ異なり、そうして著された文章の内容は儒家でもなく墨家でもなく、分離したり接近したりしていた。それらを集めて並べたものを、文集と言う。流別を分類できないものの一つ目である。また、文章に根本がなく、取って詩文の文彩の助けとし、経や伝を集め、諸子や史書を摘録し、諭えるならば、医師が薬を集め持ち、準備して時に応じて与えるようなもので、青色を選び紫色を配するように文章を美しく寄せ並べ、一家言を持たないものを、類書と言う。流別を分類できないものの二つ目である。また、學術に専門がなければ、書物

を読むにも詳細、專一になれず、諸家の文章を摘録し、閲覧の時間を省く便を図った。その始まりは一時の用のための簡便な備えに過ぎず、書物として残し伝える意図もなかったが、継がれていくと積み重なって次第に慣習となり、後学に伝承されて手引きと見なされ、分けてみるとその書物はひとわたり揃っており、しかし、合わせると一家言をなしてはおらず、入り混じって雑然と現れているもの、これを書鈔と言う。流別を分類できないものの三つ目である。充分に心に適わないところを、文章の表現に求め、句調の工拙を指摘し、音調の抑揚を品定めし、浅はかな教師やつまらない学者どもが、ありがたがって模範とし、経伝を切り取り、詩文を選び取り、ひたすら丹鉛を打っていくもの、これを評選と言う。流別を分類できないものの四つ目である。

すべてこの四つは、いずれも師法によって成立したものである。学問に専門性がなく、末世の習俗の枝葉末節であり、古人のあらましを理解していないのであるが、後世の者たちが挙って赴くところとなり、実に多く編まれ盛んに読まれている。これらの書物はす

べて分類に収めることができないのを、ただ強いて分類に置かれている。『七略』の古い方法によって、末世の文章を分類しようとするのは、丸いほぞを四角の穴に入れるようなもので、うまく合うはずがない。だから、『七略』の六部分類が流れて四部分類となったのは、教師による伝承が失われたためである」と言うのである。もし、歴史に関する書籍が広がり増え、六芸略では春秋類に付き従う小国であったものが、盛んになって大国となったこと『七略』では『太史公書』を春秋家に並べ、二十一史が編纂されるようになって、別に史部を立てないわけにはいかなかった、また名家や墨家の学問が衰え、それを継いだ小宗支別も、もはや世に伝わらなくなったこと「名家の流れ、墨家の流れは、もの寂しく数家があるばかりで、後代にはその流れの著述はなくなった」を述べ立てて、それによって『七略』六部分類の趨勢が、変化せざるを得ずに四部分類になったと言うのであれば、それはまた目録の道を論じることにおいて浅はかきうものではないか。

【訳注】

「一」保章は、保章氏。宗伯の属官で、天文を掌る。『周礼』春官宗伯保章氏に「保章氏、掌天星、以志星辰日月之變動、以觀天下之遷、辨其吉凶。」とあり、鄭玄は「志、古文識、識、記也。」と注する。

職方は、職方氏。司馬の属官で、地図、地形などの地理を掌る。『周礼』夏官職方氏に「職方氏、掌天下之図、以掌天下之地、辨其邦国、都鄙、四夷、八蠻、七閩、九貉、五戎、六狄之人民。」とある。

虞衡は、大宰の属官で、山沢のことを掌る。『周礼』天官太宰に「以九職任万民……、三曰虞衡、作山沢之材。」とあり、鄭玄は「虞衡、掌山沢之官、主山沢之民者。」と注する。

巫祝は、官名としては『周礼』には見えない。それに類する官職としては、龜人、大祝、司巫などがあり、春官宗伯の属官に多く見える。

師氏は、王室を導き、貴族の子弟を教育し、朝儀の得失を掌る。『書』顧命篇に「師氏、虎臣。」とあり、『周礼』地官師氏に「師氏掌以儆詔王、以三德教国子。……居虎門之左、司王朝、掌國中失之事、以教国子弟。凡国之貴遊子

弟学焉。」とある。

保氏も、周代の官名。礼儀によつて君主を正し、貴族子弟を教育する。『周礼』地官保氏に「保氏掌誨王悪、而養国子以道、乃教之六藝。」とあり、鄭玄は「諫者、以礼儀正之。」と注する。

〔二〕『周礼』にもともとあつたはずの冬官篇が失われ、劉向父子が「考工記」を補つたという説は、賈公彦「序周礼廢興」に引かれる馬融の伝に始まる。「秦自孝公已下、用商君之法、其政酷烈、與周官相反。故始皇禁挾書、特疾惡、欲絶滅之、搜求焚燒之獨悉、是以隱藏百年、孝武帝始除挾書之律、開獻書之路、既出於山巖屋壁、復入于秘府、五家之儒、莫得見焉。至孝成皇帝、達才通人、劉向子歆校理秘書、始得列序著于録略、然亡其冬官一篇、以考工記足之。」

〔三〕考工自体は、漢代に置かれた官職で、器械を掌る。古の共工に由来し、「書」舜典に「帝曰『兪、咨垂、汝共工。』」と見え、孔伝に「共、謂供其職事。」と述べられる。また、「史記」五帝本紀にも「舜曰『誰能馴予工。』」皆曰垂可。於是以垂為共工。」と見え、裴駰集解は馬融注を引いて「司空、共理百工之事。」と述べる。司空は、周の六卿の一つ、冬官司空。『周礼』冬官考工記に「國有六職。百

工与居一焉。」とあり、その鄭注に「百工、司空事官之屬。於天地四時之職亦処其一也。司空掌管城郭、建都邑、立社稷宗廟、造宮室車服器械。監百工者、唐虞已上曰共工。」とあり、また『周礼』冬官考工記冒頭の陸德明「釈文」に「鄭云、『此篇司空之官也。司空篇亡、漢興、購千金、不得此。前世識其事者、記録以備大數爾。』」と見える。

〔四〕『儀礼』十七篇は、もと「士礼」と称されていたように、「士」の礼儀を中心に説く。『周礼』の春官宗伯について、「釈文」所引「鄭目錄」に「象春所立之官也。宗、尊也。伯、長也。春者、出生万物。天子立宗伯、使掌邦礼。典礼以事神為上、亦所以使天下報本反始。不言司者、鬼神示人之所尊、不敢主之故也。」と述べられる。

「司馬法百五十篇」は六芸略礼類に著録される。もとの『七略』では兵書略兵權謀類に著録されていたのを班固が移した。『校讎通義』鄭樵誤校漢志では、漢志における「司馬法」の分類に対し鄭樵が批判していることについて、「不知『司馬法』乃周官職掌。如考工之記、本非官礼、亦以司空職掌、附著『周官。』」と述べている。『周礼』の夏官司馬について、「釈文」所引「鄭目錄」に「象夏所立之官。馬者、武也。言為武者也。夏整齊万物、天子立司馬、

共掌邦政。政可以平諸侯，正天下。故曰、「統六師、平邦國。」とある。また章学誠は「永清臬志六書例議」の中でも「或謂掌故之書、各守專官、連床架屋、書志之体所不能該、是以存之会典会要、而史志別具心裁焉。此亦不可謂之知言也。『周官』掣一代之大綱、而儀禮三千、不聞全入春官、『司馬法』六篇、不聞全入夏官、然存宗伯司馬之職掌、而礼兵要義、可以指掌而談也。」と述べている。

〔五〕統紀は、綱紀。『史記』太史公自序に「為天下制儀法、垂六藝之統紀於後世。」と見える。

〔六〕章学誠が三代の後、降つて魏晋の頃にまた一つの學術の転換期を見ていることは、他の発言からもしばしば窺える。「文史通義」史註云「魏晋以来、著作紛紛、前無師承、後無從学。且其為文也、体既濫漫、絶無古人筆削謹嚴之義、旨復淺近、亦無古人隱微難喻之故、自可隨其指力、孤行於世耳。」また、山口久和は、その比較的早期の発言として、この「和州志藝文書序例」を指摘している。「章学誠『文史通義』の言語観―言語表現の多義性と解釈の多様性―」（『研究論集』九七、二〇二三）

「文集」の起りについて、章学誠による同旨の発言は他にも見える。『文史通義』文集に「自塾虞創為『文章流

別」、学者便之、於是別聚古人之作、標為別集、則文集之名、実仿於晋代。而後世応酬牽率之作、決科俳擾之文、亦汎濫横裂、而争附別集之名、是誠劉「略」所不能収、班「志」所無可附。而所為之文、亦矜情飾貌、矛盾參差、非復專門名家之語無旁出也。」また、「著作衰而有文集、典故窮而有類書。学者貪於簡閱之易、而不知実学之衰、狃於易成之名、而不知大道之散。」とある。また、『校讎通義』宗劉篇に「文集熾盛、不能定百家九流之名目、四部之不能返「七略」者三。」「漢魏六朝著述、略有專門之意。至唐宋詩文之集、則浩如煙海矣。今即世俗所謂唐宋大家之集論之、如韓愈之儒家、柳宗元之名家、蘇洵之兵家、蘇軾之縱横家、王安石之法家、皆以生平所得、見於文字、旨無旁出、即古人之所以自成一子者也。其体既謂之集、自不得強列以諸子部次矣。因集部之目錄、而推論其要旨、以見古人所謂言有物而行有恒者、編於叙録之下、則一切無実之華言、牽率之文集、亦可因是而治之。庶幾辨章學術之一端矣。」など見える。

〔七〕類書が伝統的な學術分類において分類しがたいことについては、『校讎通義』宗劉篇にも述べられている。「類書自不可稱為一子、隋唐以来之編次、皆非也。然類書之体亦

有二。其有源委者、如文献通考之類、当附史部故事之後、其無源委者、如藝文類聚之類、當附集部總集之後、總不得与子部相混淆。或折其近似者、附其說於雜家之後、可矣。」
 醫師之聚毒、以待応時取給について、「周礼」天官醫師に「掌医之政令、聚毒藥以共医事。」とあるのを踏まえる。

〔八〕同旨の発言は「校讎通義」宗劉篇にも見える。「鈔輯之体、既非叢書、又非類書、四部之不能返「七略」者四。」また、「鈔書始於葛稚川。然其体未雜、後人易識別也。唐後史家、無專門別識、鈔撮前人史籍、不能自擅名家、故「宋志」藝文史部、創為史鈔一条、亦不得已也。嗣後學術、日趨苟簡、無論治經業史、皆有簡約鈔撮之工、其始不過便一時之記憶、初非有意留青、後乃父子授受、師弟伝習、流別既広、巧法滋多、其書既不能悉畀丙丁、惟有強編甲乙、弊至近日流伝之殘本「說郛」而極矣。其書有經有史、其文或墨或儒、若還其部次、則篇目不全、若自為一書、則義類難附。凡若此者、当自立書鈔名目、附之史鈔之後、可矣。」
 〔九〕同旨の発言は「校讎通義」宗劉篇にも見える。「評点詩文、亦有似別集而実非別集、似總集而又非總集者、四部之不能返「七略」者五。」また、「評点之書、其源亦始鍾氏「詩品」、劉氏「文心」。然彼則有評無点、且自出心裁、発

揮道妙、又且離詩与文、而別自為書、信哉其能成一家言矣。自学者因陋就簡、即古人之詩文、而漫為点識批評、庶幾便於揣摩誦習。而後人嗣起、囿於見聞、不能自具心裁、深窺古人全体、作者精微、以致相習成風、幾忘其為尚有本書者、末流之弊、至此極矣。然其書具在、亦不得而尽廢之也。且如「史記」百三十篇、正史已登於録矣。明茅坤「婦有光輩、復加点識批評、是所重不在百三十篇、而在点識批評矣、豈可復歸正史類乎。謝枋得之「檀弓」、蘇洵之「孟子」、孫鑣之「毛詩」、豈可復歸經部乎。凡若此者、皆是論文之末流、品藻之下乘、豈復有通經習史之意乎。編書至此、不必更問經史部次、子集偏全、約略篇章、附於文史評之下、庶乎不失論辨流別之義耳。」

〔一〇〕漢代以降の、史部に収まる書籍の増加、子部に収まる書籍の零落が、「七略」の六部分類から四部分類へと移ることへとつながり、また四部分類から六部分類に戻れない要因となっていることは、「校讎通義」宗劉篇にも述べられていたところである。「史部日繁、不能悉隸以「春秋」家学、四部之不能返「七略」者一。」また、「名墨諸家、後世不復有其支別、四部之不能返「七略」者二。」ただ、ここではそれらを表層の現象として捉え、より深いところに、

三代以後の學術の頽廢を見ているのである。

蔚成大国について、『文心雕龍』銓賦篇に、詩の六義のひとつであった賦が、時を経て独立したジャンルとして成長したことに對し、「六義附庸、蔚成大国」と述べるのを踏まえる。また、四庫提要は子部雜家類雜學之属に、墨子、尹文子、公孫龍子、人物志を著録したことに對し、序で「墨家、僅墨子・晏子二書、名家、尹文子、人物志三書、……亦別立標題自為支派。此拘泥門目之過也。黄虞稷『千頃堂書目』、於寥寥不能成類者、併入雜家。雜之義、広無所不包、班固所謂合儒墨兼名法也。変而得宜於例為善今從其說。」と説明しており、章学誠の批判はこのような措置を念頭に置いたものであろう。

第三節(復古)

【原文】

聞以部次治書籍、未聞以書籍乱部次者也。漢初諸子百家、浩無統攝、官礼之意亡矣。^二劉氏承西京之敝、而能推究古者官師合一之故、著為条貫、以溯其源、則治之未嘗不精也。

魏晉之間、文集類書、無所統系「魏文帝撰徐、陳、応、

劉之文、都為一集。摯虞作『文章流別集』、集之始也、魏文帝作『皇覽』、類書之始也」^三、專門伝授之業微矣。而荀、李諸家「荀勗、李充」、不能推究『七略』源流、至於王、阮諸家「王儉、阮孝緒」、相去逾遠。^四其後方技兵書、合於子部、而文集自為專門、類書列於諸子、唐人四部之書「四部創於荀勗、体例与後代四部不同、故云始於唐人也」、乃為後代著録不祧之成法、而天下學術、益紛然而無復綱紀矣。^五蓋『七略』承六典之敝、而知存六典之遺法、四部承『七略』之敝、而不知存『七略』之遺法。是『七略』能以部次治書籍、而四部不能不以書籍乱部次也。

且四部之藉口於不能復『七略』者、一曰史籍之繁、不能附『春秋』家学也。夫二十一史、部勒非難、至於職官故事之書、譜牒紀伝之体、或本官礼制作、或涉儒雜家言、不必皆史裁也。今欲括囊諸体、断史為部。於是儀註不入礼經、職官不通六典、謾語離絶『尚書』、史評分途諸子「史評皆諸子之遺、入史部、非也」、變乱古人立言本旨、部次成法以就簡易、如之何其可也。^五

二曰文集日繁、不列專部、無所統攝也。夫諸子百家、非出官守、而劉氏推為官守之流別、則文集非諸子百家、

而著録之書、又何不可治以諸子百家之識職乎。夫集体雖曰繁賾、要当先定作集之人。人之性情必有所近、得其性情本趣、則詩賦之所寄托、論辨之所引喻、紀叙之所崇尚、撰其大旨、略其枝葉、古人所謂一家之言、如儒、墨、名、法之中、必有得其流別者矣〔如韓愈之儒家、柳宗元之名家、蘇軾之縱橫家、王安石之礼家〕。存録其文集本名、論次其源流所自、附其目於劉氏部次之後、而別白其至与不至焉、以為後学辨途之津逮、則卮言無所附麗、文集之弊、可以稍歇。〔六〕庶幾言有物而行有恒、將由

『七略』專家、而窺六典遺則乎。〔七〕家法既專、其無根駁雜、類鈔評選之属、可以不煩而自治。〔八〕

是著録之道、通於教法、何可遽以數紀部目之属、輕言編次哉。但学者不先有以窺乎天地之純、識古人之大体、而遽欲部次群言、辨章流別、將有希幾於一言之是而不可得者。是以著録之家、好言四部、而憚聞『七略』也。〔九〕

【訓読文】

部次を以て書籍を治むを聞くも、未だ書籍を以て部次を乱す者を聞かざるなり。漢初の諸子百家、浩とし

て統攝する無く、官礼の意亡ぶ。劉氏 西京の敝を承け、而して能く古者官師合一の故を推究し、著して条貫を為し、以て其の源に溯れば、則ち之を治むること未だ嘗て精ならざるにあらず。

魏晋の間、文集類書、統系する所無く〔魏文帝徐、陳、應、劉の文を撰して、都て一集と為す。摯虞「文章流別集」を作るは、集の始まりなり、魏文帝「皇覽」を作るは、類書の始まりなり〕、専門伝授の業微なり。而も荀、李の諸家〔荀勗、李充なり〕、『七略』の源流を推究する能わず、王、阮の諸家〔王儉、阮孝緒なり〕に至りて、相去ること逾、遠し。其の後方技兵書、子部に合し、而して文集は自ら専門を為し、類書は諸子に列し、唐人の四部の書〔四部は荀勗に創まるも、体例は後代の四部と同じからず、故に唐人に始まると云うなり〕、乃ち後代著録の不祧の成法と為り、而して天下の學術、益、紛然として復た綱紀無し。蓋し『七略』は六典の敝を承け、而して六典の遺法を存するを知り、四部は『七略』の敝を承け、而して『七略』の遺法を存するを知らず。是れ『七略』は能く部次を以て書籍を治め、而して四部は書籍を以て部次を乱さざる能わざるなり。

且つ四部の口を『七略』に復する能わざるに藉る者は、一に曰わく、史籍の繁、『春秋』の家学に附する能わざるなり、と。夫れ二十一史は、部勒難きに非ず、職官故事の書、譜牒紀伝の体に至りては、或いは官礼に本づきて制作し、或いは儒雑家の言に涉り、必ずしも皆史裁ならざるなり。今諸体を括囊せんと欲し、史を断じて部と為す。是に於いて儀註礼経に入らず、職官六典に通せず、謨誥『尚書』より離絶し、史評途を諸子より分かち「史評は皆諸子の遺なるも、史部に入るは、非なり」、古人立言の本旨を變亂し、部次の成法以て簡易に就く、之を如何して其れ可ならんや。

二に曰わく、文集日々に繁く、専部に列せずんば、統攝する所無きなり、と。夫れ諸子百家は、官守に出づるに非ず、而るに劉氏推して官守の流別を為す、則ち文集は諸子百家に非ざるも、而るに著録の書も、又た何ぞ治むるに諸子百家の識職を以てす可からざらんや。夫れ集の体繁蹟と曰うと雖も、要す当に先に集を作るの人を定むべし。人の性情は必ずや近き所有り、其の性情の本趣を得れば、則ち詩賦の寄托する所、論辨の引喻する所、紀叙の宗尚する所、其の主旨を撰り、

其の枝葉を略し、古人の所謂一家の言、儒、墨、名、法の如きの中、必ずや其の流別を得る者有らん「韓愈の儒家、柳宗元の名家、蘇軾の縦横家、王安石の礼家の如し」。其の文集の本名を存録し、其の源流の自る所を論次し、其の目を劉氏の部次の後に附し、而して別に其の至ると至らざるとを白して、以て後学の辨途の津逮と為せば、則ち卮言附麗する所無く、文集の弊、稍、歇く可し。庶幾わくは言に物有りて行に恒有り、將に『七略』の専家に由りて、六典の遺則を窺わんとせんか。家法既に専らなれば、其の無根駁雜なる、類鈔評選の属は、煩わずして自ら治む可し。

是れ著録の道は、教法に通ず、何ぞ遽かに部目の属を数紀するを以て、編次を軽言す可けんや。但だ学ぶ者は先に以て天地の純を窺い、古人の大体を識る有らざして、遽かに群言を部次し、流別を辨章せんと欲し、將に一言の是を希幾うも得可からざる者有らんとす。是を以て著録の家、好んで四部を言い、『七略』を聞くを憚るなり。

【現代語訳】

分類によって書籍を整理するとは聞いたことがあるが、書籍によって分類を乱すとは聞いたことはない。漢初の子百家は、広汎でまとまりがなく、古来の官府の礼法の意義は失われてしまった。そこで、劉向劉歆父子は前漢の衰亡を承けて、しつかり古における官職と教官が合致しているわけを追究し、書物を著録して筋道を立て、それによって源に溯ったので、書物、学術が精確に整理された。

魏晋の間になって、文集や類書といった、位置づけようのない書物が現れ「魏文帝は徐幹、陳琳、応瑒、劉楨の詩文を編纂して、まとめて一集とした。擘虞が『文章流別集』を編纂したのは、総集の始まりであり、魏文帝が『皇覧』を編纂したのは、類書の始まりである」、専門として伝授される学業が廃れていった。しかも、荀李の諸家は「荀勗と李充」、『七略』の源流を推して追究することができず、王阮の諸家「王儉と阮孝緒」に至っては、『七略』の源流からいよいよ遠く離れてしまったのであった。その後、方技書や兵書が、子部に合流し、また文集はそれ自体で一門を形成し、類書は諸子に列べられ、唐人による四

部分類の目録書が「四部は荀勗に創始したが、その体例は後代の四部と同じではないので、唐人に始まると述べるのである」、後世の著録における不変の成法となり、そうして天下の学術は、ますます混乱して綱紀もなくなつてしまったのであった。思うに『七略』は六典がやぶれた状況を承けて、六典の遺法を残すことを知っていたのに対し、四部は『七略』がやぶれた状況を受け継ぎながら、『七略』の遺法を残すことを知らなかった。これが『七略』が分類によって書籍を整理できたのに対し、四部が書籍によって分類を乱さざるを得なかったということなのである。

また、四部が『七略』の六部分類に戻ることができないことの言いわけとして、一言目には、史書は浩繁なので、春秋家の学問に附することはできないと言う。しかし、そもそも二十一史の正史は、収める部門に困難はないし、職官や故事の書籍、譜牒や紀伝のジャンルについては、あるものは官府の礼法に基づいて書かれ、またあるものは儒家や雑家の言説に及び、必ずしも全てが史として編纂されたものではない。それなのに、いま様々なジャンルをまとめて、史部として独立

させてしまっている。こうして、儀注の書籍を礼經に入れず、職官の書籍を六典と通わせず、謨誥を『尚書』から離し、史評を諸子から分けてしまったのは「史評はいずれも諸子の残りであり、史部に収めるのは間違っている」、古人の立言の本旨を乱し、分類の方法を安易へと靡かせるものであって、どうして認めることなどできようか。

また、二言目には、文集の類が日に日に多くなり、専門の一門に並べなければ、まとまりがなくなるとも言う。いったい諸子百家は、官職が保守すべき職能から出たものでなくとも、劉氏はその主張を推究して古の官職・職能の流別とみなしたのであり、文集も諸子百家でないからといって、目録が諸子百家の識職によつて整理できないことがあるか。そもそも文集の形態の書籍は複雑であるとはいっても、必ずや先ず以て集を編纂した人を定めるべきである。人一人の性情は必ずや近似するものであり、その性情の主旨が理解できれば、詩賦によつて言寄せたものであろうと、論辨によつて論証したものであろうと、紀叙によつて古先祖を貴ぶものであろうと、それらの主旨を捉え、枝

葉を省けば、古人の所謂一家の言である、儒家、墨家、名家、法家などの中に、必ずやその流別を見つけることができるだろう「韓愈の儒家、柳宗元の名家、蘇軾の縦横家、王安石の礼家のようなものである」。その文集の本来の名称を著録し、源流のよるところを整理し順序立て、その書目を劉氏『七略』の分類の後に附し、それとは別に各々の至るところと至らないところを述べることで、後学の学問を進める手引きとすれば、支離滅裂な言説が連なることもなく、文集の弊害も、次第になくなっていくことだろう。言説に自身がしつかり伴い、行動に規範があることを目指し、『七略』における諸子百家の専家によりながら、六典の残された規則を窺い知ることになるのではないだろうか。また、家法が一つにまとまれば、その根拠もなく雑駁な、類書や書鈔、評選の類は、あれこれ考えずとも自然に落ち着くのである。

著録の道は、古の教育と治法に通じるものであり、どうして分類や書目を数え記すことによつて、軽々に著録編纂のことを述べることできようか。それなのに、後世の学者たちは先ず以て天地の精髓を窺い知

り、古人の根本を理解することなしに、ただちに多くの言説、書物を分類して並べ、その流別を明らかにしようとしており、それでは、わずか一言の正しさを求めて根本を理解できない。そのために目録家たちは、四部について好んで語り、『七略』について聞くのを避けるのである。

【訳注】

【一】官礼は、古代の官府で守られていた礼法。ここでは官制即學術・書籍分類であり、官師合一が保たれていた古の体制を言う。章学誠自身の発言の中では、『文史通義』詩教下に「六藝為官礼之遺」、また説林に「劉歆七略、論次諸家流別、而推官礼之遺焉、所以解專陋之瘴厲也。」などに見える。

【二】魏文帝曹丕が編集した七子の文集について、『与呉質書』に「昔年疾疫、親故多離其災、徐陳應劉、一時俱逝、痛可言邪。昔日遊処、行則連輿、止則接席、何曾須臾相失。每至觴酌流行、糸竹並奏、酒酣耳熱、仰而賦詩。当此之時、忽然不自知樂也、謂百年已分、可長共相保。何図數年之間、零落略尽、言之傷心、頃撰其遺文、都為一集。觀其姓名、

以為鬼録、追思昔遊、猶在心目。」とある。

西晋摯虞の『文章流別集』は、『隋書』經籍志総集類に「文章流別集四十一卷（梁六十卷、志二卷、論一卷）」として著録され、また、総集類後序に「総集者、以建安之後、辭賦軼繁、衆家之集、日以滋広、晋代摯虞、苦覽者之勞倦、於是採摭孔翠、芟剪繁蕪、自詩賦下、各為条貫、合而編之、謂為流別。是後文集総鈔、作者繼軌、属辞之士、以為單輿、而取則焉。」と述べられる。

【皇覽】は魏文帝の勅命で編纂された類書。『隋書』經籍志子部雜家類に「皇覽一百二十卷 繆襲等撰」として著録される。また、『魏志』文帝紀に「初、帝好文学、以著述為務、自所勒成垂百篇。又使諸儒撰集經伝、随類相從、凡千餘篇、号曰皇覽。」と見える。

【三】荀勗、字は公曾は、魏晋の文人。鄭默『中経簿』に拠りながら、『中経新簿』を編纂した。『隋書』經籍志総序に「魏秘書郎鄭默、始制中経、秘書監荀勗、又因中経、更著新簿、分為四部、総括群書。一曰甲部、紀六藝及小学等書、二曰乙部、有古諸子家、近世子家、兵書、兵家、術数、三曰丙部、有史記、旧事、皇覽簿、雜事、四曰丁部、有詩賦、図讚、汲冢書、大凡四部合二万九千九百四十五卷。」とあ

る。

李充、字は弘度は東晋の文人。西晋末の混乱による散逸した書物を、荀勗『中经新簿』に拠りながら整理し、『元帝四部書目』を編纂した。『文選』李注所引臧荣绪『晋書』に「五经為甲部、史部為乙部、子部為丙部、詩賦為丁部。」とある。李充には別に「翰林論三卷」の総集を編纂しており、『隋書』経籍志総集類に著録されている。

王儉、字は仲宝は、南齐の文人。『七略』に拠りながら宮中の書籍を校訂、整理し、『七志』四十巻を編纂した。また別に李充『元帝四部書目』に拠りながら『元徽元年四部書目録』も編纂している。『隋書』経籍志総序に「元徽元年、秘書丞王儉又造目録、大凡一万五千七百四巻。儉又別撰七志、一曰經典志、紀六藝、小学、史記、雜伝、二曰諸子志、紀今古諸子、三曰文翰志、紀詩賦、四曰軍書志、紀兵書、五曰陰陽志、紀陰陽圖緯、六曰術藝志、紀方技、七曰圖譜志、紀地域及凶書。其道、佛附見、合九条。」とある。

阮孝緒、字は士宗、梁の処士。王公家蔵の書物を搜集して『七録』を編纂した。「序録」が「広弘明集」に引かれて伝わる。『隋書』経籍志総序に「普通中、有処士阮孝緒、

沈静寡慾、篤好墳史、博采宋、齐已来、王公之家凡有書記、參校官簿、更為『七録』、一曰經典録、紀六藝、二曰記伝録、紀史伝、三曰子兵録、紀子書、兵書、四曰文集録、紀詩賦、五曰技術録、紀数術、六曰仏録、七曰道録。」とある。

〔四〕ここでの「唐人」は、『隋書』経籍志の編者、『古今書録』を編纂した母嬰などを指すだろう。『隋書』経籍志はもと、唐太宗の勅命により于志寧、李淳風、韋安仁、令狐德棻、李延寿、長孫無忌等が関わり、『五代史志』として編纂された。高宗顯慶元(六五六)年成書。『隋書』経籍志子部には、『七略』の所謂「九流」に加え、兵家、天文学家、曆数家、五行家、医方家加わっている。後序に「漢書有諸子、兵書、数術、方伎之略、今合而叙之、為十四種、謂之子部。」と述べる。また、同集部には、楚辭類、別集類、総集類の小類が設けられている。章学誠の所謂文集は集部における別集類、総集類に著録される著述を指していると思われるが、この分類自体は、隋志以前ではすでに阮孝緒『七録』に見える。類書について、『隋書』経籍志では、子部雑家類に「皇覽一百二十巻」「華林遍略六百二十巻」などが著録されている。なお、『古今書録』を襲用す

る『旧唐書』経籍志では子部中に事類類を設けており、後の目録もその分類方法に従うことになり、『四庫提要』に至るまでおよそ子部中に分類されることには変わらなかつた。

〔五〕 四部分類における史部に収まる書物の帰属すべき分類については、『校讎通義』宗劉篇にも主張されている。「二十三史、皆春秋家学也。本紀為経、而志表伝録、亦如左氏伝例之与為終始発明耳。故劉歆次太史公百三十篇於春秋之後、而班固叙例亦云、作春秋考紀十二篇、明乎其継春秋而作也。他如儀注乃儀礼之支流、職官乃周官之族属、則史而経矣。譜牒通於歴数、記伝合乎小説、則史而子矣。」また前節注一〇を参照。

〔六〕 文人ごとの別集が「一家言」となり得ることは、『校讎通義』宗劉篇にも主張されている。「漢魏六朝著述、略有専門之意。至唐宋詩文集、則浩如煙海矣。今即世俗所謂唐宋大家之集論之、如韓愈之儒家、柳宗元之名家、蘇洵之兵家、蘇軾之縦横家、王安石之法家、皆以生平所得、見於文字、旨無旁出、即古人之所以自成一子者也。」なお、このくだりに続けて、「其体既謂之集、自不得強列以諸子部次矣。」と述べ、「文集」という形式、分類を一定程度首肯

していることから、『校讎通義』においてはより現実的、実践的な認識が強かつたと言えよう。

〔七〕 言有物、行有恒は、言説に中身があり、行動に規範があること。『易』家人象伝に見える。

〔八〕 「類書」「書鈔」「評選」三類に対する目録編纂上の処理については、『校讎通義』に至つて、本序例とは認識に変化が見られる。即ち、『校讎通義』宗劉篇では、「類書」は史部故事類ないし子部雜家類に収め、「書鈔」については、単独で分類を立てるか、もしくは史部史鈔類に収め、また、『評選』については、評論類の末流として、集部文史類ないし詩文評類に収めるべきことを主張している。これもまた本節注六に述べた現実性、実践性のあらわれとして理解できることである。

〔九〕 天地之純、古人之大体については、『莊子』天下篇に「天下大乱、賢聖不明、道德不一、天下多得一察焉以自好。……百家往而不反、必不合矣。後世之学者、不幸不見天地之純、古人之大体、道術將為天下裂。」と見えている。「古人之大体」は章学誠の文章に類見し、彼の発想のひとつに『莊子』があつたということは注意すべきである。

一言之是は、わずか一言の正しさ。『顔氏家訓』教子篇

に「梁元帝時、有一學士、聰敏有才、為父所寵、失於教義、一言之是、遍於行路、終年譽之、一行之非、擯藏文飾、冀其自改。」と見える。